

熊本市就職奨励金Q & A

(交付対象者)	1
Q 1. 対象者はどんな人ですか。	1
Q 2. 対象外はどんな人ですか。	1
Q 3. パート・アルバイトは対象ですか。	1
Q 4. 生活保護受給者は対象ですか。	1
Q 5. 市外の事業所で働く、市内在住者は対象ですか。市内の事業所で働く、市外在住者は対象ですか。 ..	1
Q 6. 無職で住民税非課税世帯です。対象ですか。	1
Q 7. 令和3年3月22日以前に就業を開始しましたが、対象ですか。	1
Q 8. 年齢制限はありますか。	1
Q 9. 市外の事業所を自己都合で退職。3か月空いていないが、熊本市の事業所に同じ職種で就職した場合は対象ですか。	2
Q 10. 前職と同じ職種に就職しましたが、対象ですか。	2
Q 11. ダブルワークの方は対象ですか。	2
Q 12. 大学在学中の学生が正規雇用で就職するのは対象ですか。	2
Q 13. 前職を家族の介護を理由に自己都合で退職していますが、対象ですか。	2
Q 14. 雇用証明書のサービスの種類とは何ですか。 ※介護分野のみ	2
Q 15. どのような職種が対象ですか。	2
Q 16. 「要綱別表2に定める職種及びこれに準ずるもの」に該当する業務と該当しない業務を兼務している場合は対象ですか。	2
Q 17. 別表2（第4条関係）の「ケアワーカー（医療施設）」とはどのような施設が対象ですか。	2
Q 18. 介護で就職しましたが、前職も派遣会社で介護をしていました。対象ですか。	2
Q 19. 派遣会社に就職して、介護施設に派遣され介護の仕事を行います。対象ですか。	2
(申請方法)	3
Q 20. 申請書はどこから入手できますか。	3
Q 21. 申請書の提出はどうすればいいですか。	3
Q 22. 就職したらすぐに申請できますか。	3
Q 23. 申請は個人からですか？事業所からですか。	3
Q 24. 第1期では市内在住ですが、第2期、第3期で市内在住でなかった場合は対象ですか。	3
Q 25. 申請書の提出期限は必着ですか。	3
Q 26. 申請を忘れていた場合、第2期から申請できますか。	4
(申請書類)	4
Q 27. 会社を書いてもらう書類はありますか。	4
Q 28. 住民票の記載事項はどうすればいいですか。	4
Q 29. 住民票はコピーでもいいですか。	4
Q 30. 離職票又は雇用保険受給資格者証は必ず提出しないといけませんか。	4
Q 31. 離職票は無いが雇用保険受給資格者証があります。申請できますか。	4
Q 32. 離職票は、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書でもいいですか。	4
Q 33. 許可証は本社のものでいいですか。	4
Q 34. 請求書の振り込む先の銀行はどこでも大丈夫ですか。	4

Q35. 職種が複数該当する場合は、全て記入しますか。	4
(その他)	4
Q36. 会社の求人に奨励金のPRをしてもいいですか。	4
Q37. 申請からどのくらいで奨励金が交付されますか。	5

(交付対象者)

Q1. 対象者はどんな人ですか。

A. 次に掲げる要件の全てを満たす方です。

- ① 介護・警備・運輸・建設分野で、本市にある事業所に就職された方
 - ② 週20時間以上勤務で無期または6か月以上の有期雇用契約をした方
 - ③ 令和3年3月22日から令和3年9月30日までに就業開始した方
 - ④ 本市に住民票を有し、市税の滞納がない方
- ※令和3年新卒者は除く（ただし、内定取消を受けた方が就職された場合は対象となります）

Q2. 対象外はどんな人ですか。

A. 以下のいずれかに該当する方です。

- ① 市税の滞納がある方
（分割納付を誓約し、かつ、当該分割納付を履行していると認められる者及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地方税法附則第59条第1項の規定による徴収の猶予を受けている者を除く。）
- ② 令和3年3月に学校を卒業した方
（採用内定の通知を受けた者であって、当該採用内定の通知をした者の都合により当該採用内定を取り消されたものを除く。）
- ③ 前職が同様の職種として本市所在の事業所等において就職し、離職理由が自己都合であり、かつ離職日から就業開始日までの期間が3か月未満である方
- ④ 離職理由が同一グループ内における、配置転換、転籍出向又は事業再編等によるもの

Q3. パート・アルバイトは対象ですか。

A. Q1の①～④の条件を満たせば対象です。

Q4. 生活保護受給者は対象ですか。

A. Q1の①～④の条件を満たせば対象です。

ただし、担当ケースワーカーにも必ずご報告願います。

Q5. 市外の事業所で働く、市内在住者は対象ですか。市内の事業所で働く、市外在住者は対象ですか。

A. どちらも対象外です。

熊本市の施策であるため、市内の事業所で働く市内在住の方のみが対象です。

Q6. 無職で住民税非課税世帯です。対象ですか。

A. Q1の①～④の条件を満たせば対象です。

Q7. 令和3年3月22日以前に就業を開始しましたが、対象ですか。

A. 対象外です。

令和3年3月22日から令和3年9月30日までに就業開始した方が対象です。

Q8. 年齢制限はありますか。

A. 年齢制限はありません。

Q 9. 市外の事業所を自己都合で退職。3か月空いていないが、熊本市の事業所に同じ職種で就職した場合は対象ですか。

A. 市外から市内の事業所に就職されているので、3か月空いていなくても対象です。

Q 10. 前職と同じ職種に就職しましたが、対象ですか。

A. 前職の離職理由が会社都合の方や、自己都合でも離職日から3か月空いていれば、対象です。

Q 11. ダブルワークの方は対象ですか。

A. Q 1の①～④の条件を満たせば対象です。

Q 12. 大学在学中の学生が正規雇用で就職するのは対象ですか。

A. 新卒に準ずるため対象外です。

Q 13. 前職を家族の介護を理由に自己都合で退職していますが、対象ですか。

A. 前職の離職理由が家族の介護であっても自己都合退職となるので、前職と同じ職種の場合は、前職の離職日から3か月空いていないれば対象外です。

Q 14. 雇用証明書のサービスの種類とは何ですか。 ※介護分野のみ

A. 要綱別表1に掲げるサービスのうち、お勤めの職場が本市から指定、許可若しくは登録を受け、又は本市に届出をしているものです。

Q 15. どのような職種が対象ですか。

A. 要綱別表2に定める職種です。

Q 16. 「要綱別表2に定める職種」に該当する業務と該当しない業務を兼務している場合は対象ですか。

A. 主たる業務にあたる業種（最も従事時間が長いもの）が「要綱別表2に定める職種」に該当する場合は対象となります。

Q 17. 別表2（第4条関係）の「ケアワーカー（医療施設）」とはどのような施設が対象ですか。

A. 介護保険適用事業所が対象です。
医療保険適用事業所は対象外です。（ただし、みなし指定を受けている事業所は対象です。）

修正

Q 18. 現在、介護施設に就職し介護の仕事をしていますが、前職も派遣会社で介護をしていました。対象ですか。

A. 対象です。派遣会社で介護をしていた場合でも、雇用契約先はあくまでも派遣会社であるため介護職とはみなしません。

Q 19. 派遣会社に就職して、介護施設に派遣され介護の仕事を行います。対象ですか。

A. 対象外です。
※Q 18を参照。

(申請方法)

Q20. 申請書はどこから入手できますか。

- A. 熊本市のホームページからダウンロードしてください。
パソコンをお持ちでない場合は、以下の方法で入手してください。
①スマートフォンを利用して、コンビニ等で印刷してください。
②しごとづくり推進室窓口で配布もしております（熊本市役所8F）
※郵送はしていません。
※区役所や出張所等には置いておりません。

Q21. 申請書の提出はどうすればいいですか。

- A. 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申請は原則郵送にてお願いします。
なお、郵送については、任意ですが、郵送事故等による責任は負いかねますので、簡易書留など配達記録が残る郵送方法を推奨します。

Q22. 就職したらすぐに申請できますか。

- A. 就業開始後に申請できます。
なお、提出期限は以下のとおりですので、ご注意ください。
<第1期>
就業開始日以降の日付で就職開始日の属する月の翌月末日までの期限です。
(例) 就業開始日3/22の場合、申請期限は4/30まで
就業開始日4/1の場合、申請期限は5/31まで
<第2期>
就業開始日から起算して3か月が経過した日以降の日付で就業開始日から起算して3か月が経過した日の属する月の翌月末日までの期限です。
(例) 就業開始日3/22の場合、申請期限は6/22から7/31まで
就業開始日4/1の場合、申請期限は7/1から8/31まで
<第3期>
就業開始日から起算して6か月が経過した日以降の日付で就業開始日から起算して6か月が経過した日の属する月の翌月末日又は就業開始日から起算して6か月が経過した日の属する年度の末日のいずれか早い日までの期限です。
(例) 就業開始日3/22の場合、申請期限は9/22から10/31まで
就業開始日4/1の場合、申請期限は10/1から11/30まで

Q23. 申請は個人からですか？事業所からですか。

- A. 個人から申請してください。

Q24. 第1期では市内在住ですが、第2期、第3期で市内在住でなかった場合は対象ですか。

- A. 対象外です。
第1期から第3期まで、市内に在住していることが条件です。
また、第1期・第2期申請時と市内間で住所が変わっている場合は、第2期・第3期申請時に新しい住民票の写しが必要です。

Q25. 申請書の提出期限は必着ですか。

- A. 当日消印有効です。

Q26. 申請を忘れていた場合、第2期から申請できますか。

A. 申請できません。

第1期の申請の交付を受けた方のみ第2期の申請ができます。

(申請書類)

Q27. 会社を書いてもらう書類はありますか。

A. 雇用証明書です。

Q28. 住民票の記載事項はどうすればいいですか。

A. 「本人のみ」で発行してください。

※続柄・マイナンバーは不要です。

Q29. 住民票はコピーでもいいですか。

A. 住民票のコピーでは受付できません。

窓口やコンビニで発行されるものが、「住民票の写し」です。

Q30. 離職票又は雇用保険受給資格者証は必ず提出しないといけませんか。

A. 同様の職種を自己都合により離職し、離職した日から就職の日までの期間が3か月未満の方のみ提出してください。

Q31. 離職票は無いが雇用保険受給資格者証があります。申請できますか。

A. 申請できます。

Q32. 離職票は、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書でもいいですか。

A. 離職理由が記載されているかを確認し、提出してください。

Q33. 許可証は本社のものでいいですか。

A. 事業所ごとに許可証があるのであれば、事業所の許可証を提出してください。

本社で一括されている場合は、本社の許可証で申請可能です。

Q34. 請求書の振り込む先の銀行はどこでも大丈夫ですか。

A. どの金融機関でも大丈夫です。

Q35. 職種が複数該当する場合は、全て記入しますか。

A. 主たる業務にあたる職種（最も従事時間が長いもの）を1つ記入してください。

(その他)

Q36. 会社の求人に奨励金のPRをしてもいいですか。

A. ぜひ求人にご活用ください。ただし、交付には要件がありますので「必ず交付されます」といった表現は避けてください。

Q37. 申請からどのくらいで奨励金が交付されますか。

A. 申請書や添付書類等に不備がなければ、概ね3～4週間を見込んでいます。

また、審査時に疑義が生じた場合は、確認がとれ次第手続きに入るため、交付可否の決定までに時間がかかる場合があります。